

平成 28 年度上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議次第

日 時：平成 28 年 8 月 4 日（木）14 時～

会 場：上越文化会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 上越市における高齢者等の現状について
- (2) 上越市の認知症に関する取組について
- (3) 認知症の理解の普及について（協議）
- (4) その他

4 閉 会

1 上越市における高齢者等の現状について

(1) 高齢者見守り支援ネットワークの現状

① 市内の高齢者数等

項目	H27年4月	H28年4月	比較
総人口	199,079人	197,380人	-1,699人
高齢者人口(65歳以上)	58,292人	59,375人	+1,083人
高齢化率	29.28%	30.08%	+0.8%
一人暮らし高齢者数	8,639人	9,149人	+510人
高齢者のみ世帯の高齢者数	18,886人	19,359人	+473人
要介護認定者数	13,260人	12,265人	-995人
認知症の疑いがある高齢者数 ※	7,690人	7,675人	-15人

※要介護認定の主治医の意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の人

② 高齢者等見守り支援協力事業所 登録事業者数

	平成26年度末	平成27年度末	比較増減
総事業所数	239事業所	243事業所	4
介護・福祉・医療関係	193事業所	194事業所	1
その他事業所	46事業所	49事業所	3

③ 見守り機能を持つ各種サービス等

(平成28年3月31日現在)

事業名等	概要	頻度	利用者数等
緊急通報 装置貸与事業	緊急ボタンの押下時や、一定時間以上室内に人の動きがない場合に、通報センターと24時間連絡が取れ、必要に応じて警備員の出動、救急車の手配が行われる。	随時	1,139人
ふれあいランチ サービス事業	栄養バランスに心配があるひとり暮らし高齢者等に昼食(地区により夕食)を配食する。手渡しすることで、安否確認や健康状態の把握を行う。	随時	414人
緊急医療 情報キット	かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先等の情報を書き込んだシートを入れた「キット」を冷蔵庫等で保管し、病気や災害時に適切な救急医療活動が受けられるよう、ひとり暮らし高齢者の方を対象に配布する。	随時	7,728人
地域包括支援センターによる実態把握訪問	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、個別訪問による実態把握を実施する。	随時	28,508人

2 上越市の認知症に関する取組について

資料 2-①

(1) 認知症初期集中支援チーム活動状況 (H27 年度)

- ① 相談件数：52 件 (訪問 延べ 49 回)
 ② 相談者内訳

総数	地域包括 支援センター	ケアマネジャー	医療機関	家族	本人	その他
52	17	7	2	18	3	5

(再掲) 「家族」本人との関係…妻 (2)、息子 (9)、娘 (6)、孫 (1)
 「その他」…市役所他課 (1)、近隣住民 (3)、警察 (1)

③ 対象者の性別と年齢

	総計	64 歳 以下	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85-89 歳	90 歳 以上	不明
男	24	3	3	6	5	6	1	0	0
女	28	0	0	2	2	14	3	6	1
計	52	3	3	8	7	20	4	6	1

④ 対象者の介護保険の認定状況 (相談時)

総数	未申請	チェックリスト 該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4・5
52	24	4	3	3	10	5	3	0

⑤ 主な相談内容 (件数：重複あり)

- ・物取られ・被害妄想 (10)、物忘れ (18)
- ・車の運転をやめさせたい (6)
- ・徘徊 (6)
- ・家族への暴力行為 (6)
- ・近隣住民等への迷惑行為 (2)
- ・家族からの暴言 (1)

⑥ 援助方法（件数：重複あり）

- ・ 家族支援（17）
- ・ 地域包括支援センター・ケアマネ等への支援（19）
- ・ 専門医受診（11） うち入院（2）
- ・ 介護保険申請、サービス新規利用（6）
- ・ かかりつけ医調整（8）

⑦ 活動から見えてきた地域の課題

- ・ 認知症状が進行し周囲と関係がこじれてから相談に来るケースが多い。早期診断・早期対応のメリットを普及していくことが必要。
- ・ 「車の運転をやめさせたい」という相談が多い。免許を停止されても、そのことも忘れてしまう実態、代替えの交通手段の問題など様々な問題がある。
- ・ 医療機関への頻回受診、薬をセットしてもその通りに飲まない等の問題に介護現場が苦勞している。介護認定を受ける前の段階の人では、医療中断のままの人も多い。
- ・ 徘徊等があり見守りの体制を組もうとしても、家族の理解や協力が得られない事例があり、家族が周囲に支援を求めやすい環境づくりが必要。

(2) 上越市認知症サポーター養成講座について

① 平成 27 年度認知症サポーター養成講座の実績

- ・サポーター養成講座の実施回数：73 回
- ・受講者数：1911 人
- ・講座を実施したキャラバン・メイト実人数：68 人、延べ人数：158 人

性別	サポーター養成講座 受講者の内訳							計
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	
女	138	97	88	85	109	215	379	1,111
男	149	73	94	98	89	94	203	800
計	287	170	182	183	198	309	582	1,911
H19-26 年度 までの累計	1,079	880	1,319	1,500	1,841	2,374	2,268	11,261
累計	1,366	1,050	1,501	1,683	2,039	2,683	2,850	13,172

(再掲) 職域別サポーター養成講座実施状況

性別	住民		職域		学校		行政		介護事業所		合計	
	開催回数	養成人数	開催回数	養成人数	開催回数	養成人数	開催回数	養成人数	開催回数	養成人数	開催回数	養成人数
女	50	759	7	130	5	100	5	24	6	98	73	1,111
男		508		92		119		43		38		800
計	50	1,267	7	222	5	219	5	67	6	136	73	1,911

- ・課題：「職域」の認知症サポーター養成が伸びない。

② 平成 28 年度認知症サポーター養成講座の計画

- ・市民や事業所からの要請に応じて、認知症サポーター養成講座を実施。
- ・(新) 一般市民を対象に市主催の認知症サポーター養成講座を計画し、高齢者等見守り協力事業所の受講を促進する。
- ・(新) 認知症サポーター養成講座の開催周知に合わせ、「認知症サポーターがいます」ステッカーの事業所への交付制度を周知。

上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 見守り支援の在り方を検討することにより、高齢者の孤立死の防止その他高齢者の安全で安心な暮らしを支援するため、上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「見守り支援」とは、町内会、民生委員、地域の関係機関、事業者、ボランティア等が協力し、声掛け、訪問等を行うことにより、高齢者の安全で安心な暮らしを支援することをいう。

2 この要綱において「孤立死」とは、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する人等が地域から孤立した状態で亡くなることをいう。

(所掌事項)

第3条 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 見守り支援に関する情報の収集及び交換に関すること。
- (2) 見守り支援に係る機関等との連携に関すること。
- (3) 見守り支援の在り方に関すること。
- (4) 見守り支援の体制の構築に関すること。
- (5) 高齢者の孤立死の防止対策の在り方に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越市町内会長連絡協議会を代表する人
- (2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会を代表する人
- (3) 上越市社会福祉協議会を代表する人
- (4) 介護保険施設、老人福祉施設等を代表する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める人

(任期)

第5条 ネットワーク会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠

けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 ネットワーク会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 ネットワーク会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 ネットワーク会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年5月12日から実施する。

(任期の特例)

2 この要綱の実施の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議委員名簿

(区分別・五十音順・敬称略)

No.	区 分	氏 名	推薦依頼団体・所属等	性別
1	(1) 上越市町内会長連絡協議会を代表する人	たかはし としみつ 高橋 敏光	上越市町内会長連絡協議会	男
2	(2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会を代表する人	こいけ ひろし 小池 弘	上越市民生委員児童委員協議会連合会	男
3	(3) 上越市社会福祉協議会を代表する人	みやもと けいすけ 宮本 慶之	上越市社会福祉協議会	男
4	(4) 介護保険施設、老人福祉施設等を代表する人	かない ひろみ 金井 広美	上越地域居宅介護支援事業推進協議会	女
5	(5) 学識経験者	いがらし やすお 五十嵐 靖雄	上越医師会	男
6		はら なおこ 原 等子	新潟県立看護大学	女
7	(6) 公募に応じた市民	おかもと とりこ 岡本 とり子	市民公募委員	女
8	(7) 関係行政機関の職員	あさい まさこ 浅井 正子	上越地域振興局 健康福祉環境部	女
9		あらかわ しゅういち 荒川 秀一	上越地域消防事務組合 消防本部	男
10		うちやま つくひさ 内山 嗣久	上越警察署	男
11	(8) その他市長が必要と認める人	たかやま としはる 高山 壽春	上越市老人クラブ連合会	男

(委員任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)